



NO.46

2015.02

発行人 高橋 修一

発行所 事務局

編集 企画総務委員会（委員長 竹田 匡）

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる 2.7 4階

TEL.011-213-1313/FAX.011-213-1314

目次

- | | |
|------------------|-----|
| 1. 福祉ニュース解説 | 2~3 |
| 2. ベテランの視点 | 4~5 |
| 3. 新人社会福祉士の紹介 | 6 |
| 4. 道内グルグルリレーエッセイ | 7 |
| 5. クロスワード／お知らせ | 8 |
| 6. 委員会からの報告 | 9 |
| 7. 地区支部からのお知らせ | 10 |

事務局からのお願い

★ 自宅・勤務先の変更届について ★

自宅または勤務先が変更となった場合は、速やかに事務局までお知らせください。

広報誌等はクロネコメール便で発送しているため、転送にならず事務局へ戻ってくるものが多くなっております。本会ホームページからも変更手続きができますので、ご利用ください。

— 会員の動向（12月31日現在） —

○総会員数 1,791名（男性 953名 女性 838名）

○入会率 22.23%

○新入会員数（転入含）128名（2015年度累計）

○退会会員数（転出含）21名（累計）

【福祉ニュース解説】

福祉サービス第三者評価事業について

理事 野村 宏之

本会は、平成17年7月に北海道より「北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構」としての指定を受け、北海道における福祉サービス第三者評価事業（以下「本事業」）の推進に取り組んでいます。

本事業の現状の理解とさらなる推進を図るため、会員みなさんに今一度、本事業について知っていただきたく、事業担当理事として述べさせていただきます。

1 福祉サービス第三者評価事業の意義と目的

本事業は、福祉施設・事業所の福祉サービスの質について、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場のもとに評価を行う仕組みであり、「よりよい福祉サービス」の水準を目指し、法令上定められる最低基準を満たした上での福祉サービスの質の評価を行います。

また、本事業は、福祉施設・事業所における福祉サービスの質の向上を図ることを目的としているとともに、評価結果を公表することにより、利用者・家族への説明や情報提供に資するものです。

この取り組みは、福祉施設・事業所が事業運営における具体的な改善点を把握し、福祉サービスの質の向上に結びつけ、サービスの質に関わる取り組みや成果等を明らかにし、利用者の適切な福祉サービスの選択に資するための情報

とすることで、福祉施設・事業所としての説明責任を果たし、利用者や家族、地域からの信頼を高めることにつながります。

本事業の評価基準は、よりよい福祉サービスへ導くための基準であり、「a・b・c」評価は、その到達度を示すもので、評価結果は、よりよい福祉サービスに向けた「到達度」と言えます。

2 第三者評価受審の効果

利用者・家族への調査（アンケート等）などを通じて、利用者本位の福祉サービス提供に役立てる意味で、受審する福祉施設・事業所において、よりよい福祉サービスの具体化に向けた改善を考え、取り組むきっかけとなります。

利用者本位の福祉サービスの提供には、福祉施設・事業所における福祉サービスの質の向上に組織的、継続的に取り組むことが必要です。自己評価の実施と第三者評価機関（評価調査者）による評価などを通じて、組織的、継続的に福祉サービスの質の向上に取り組む福祉施設・事業所づくりを行います。

福祉サービスの質の向上においては、現在の福祉サービス提供の状況を振り返り、さらなる質の改善に向けた課題や取組を確認することが必要です。

日々の福祉サービス提供を振り返ることにより、改善に向けた課題や取組を明確化し、よりよい福祉サービスの提供に向けた課題や取組みが



福祉施設・事業所内で共有化されます。

評価結果において、自らの福祉施設・事業所の福祉サービスが「a・b・c」のどの水準にあるかを確認することは大切なことで、その結果を踏まえて、福祉施設・事業所全体で、その評価となった根拠やさらなる福祉サービスの質の向上を図るための目標設定、体制づくりや方法を考え、取り組みを進めるきっかけとすることが重要です。

評価結果を公表することを通じて、受審する福祉施設・事業所の特徴や日々の実践、また、福祉サービスの質の向上に関わる取り組みやその姿勢をPRすることや「見える化」につながり、第三者評価受審および評価結果を公表することが、福祉サービスの質の向上に意欲的に取り組む福祉施設・事業所であることを示すことができます。

3 本事業の現状と課題

本事業は、平成16年5月に厚生労働省が都道府県に通知した「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」により実施され、10年が経過しようとしています。

この間、本事業は、各都道府県が設置した推進組織のもとに、福祉施設・事業所が事業運営および提供する福祉サービスの課題を把握し、福祉サービスの質の向上を図ることを目的として、普及が図られてきましたが、①サービス種別にかかわらず共通評価項目にばらつきがある、②本事業の目的・趣旨が広く認識されていない、

③評価機関や評価調査者により、評価結果のばらつきがある、④受審件数が少ないなど、課題が指摘されており、あらためてその有効的な活用が問われています。

一方、今、日本の社会保障・福祉政策は、2025年に向け大きな転換期にあります。医療・介護、子ども・子育て、社会的養護、障害者福祉、生活困窮者支援など平成27年度以降を起点とする各分野の制度改革が予定され、福祉サービスの量的な拡充とともに、質的な拡充が求められています。

このような状況のなか、福祉施設・事業所には、福祉サービスの質の向上および運営・経営の透明性の取組を推進する観点から第三者評価の受審が一層必要とされています。

本会では、本事業の推進、普及啓発を図るため、評価機関の認証をはじめ、「評価調査者養成研修」（平成27年9月予定）、「評価調査者継続研修」（平成28年予定）を実施し、質の高い評価調査者の養成・育成に努めています。

本事業の評価基準を知っていただくとともにさらなる受審促進を目指して、「福祉サービス第三者評価基準を活用した自己評価研修会」を、社会的養護関係施設編（平成27年8月）、保育編（同10月）、高齢者サービス編の3分野にて開催しています。

福祉施設・事業所に勤務されている会員のみなさんはもとより、本事業に興味を持たれた会員のみなさんの積極的なご参加をお待ちしております。

「ベテラン社会福祉士の視点」

株式会社シムス社長 齋藤 規和

1.43歳で社会福祉士になる

私が社会福祉士の資格を取得したのは1998年で、すでに43歳でした。その2年前に岩見太市さん（故人）の講演を聴き、魂をゆさぶられるような感動を受け、「自分も社会福祉に係る仕事がしたい・・・」と思ったことがきっかけです。

すぐに北海道社会福祉士会に入会しましたが、当時、会社の経営者が入会するのは珍しく、「社長」と呼ばれていたのは私一人でした。

残念ながら、私はこれまで個別のソーシャルワークに係わる機会はほとんど無く、介護や保育や障がい者支援の事業所を起ち上げて経営することを主たる仕事とし、気が付けば60歳になっていました。

2.事業を興す醍醐味と挫折

私はこれまで訪問介護、保育所、介護タクシー、児童デイサービス（療育）、シングルマザーのハウスキーピング、サ高住（サービス付き高齢者向け住宅）、障がい者就労支援など多くの事業を起ち上げました。何も無いところから構想し、資金を調達し、人材を集め、起ち上げてゆく。それが実際にスタートした時は、何とも言えない醍醐味を感じます。

しかし、事業を維持し発展させ地域に根付かせるのは、時として大変な苦役であり、様々

な要因から挫折したことも何度かあります。

ただ、自分の中ではいつも「社会福祉士であり、社会事業家であり、経営者である」と思っています。

3.社会福祉士のパワー

仕事を通して感じるのは、地域の中での他職種の連携は益々重要になるということです。自立支援協議会や在宅ケア連絡会、ウェルフェアカフェなどで社会福祉士の果たしている役割はとても大きいと思います。社会福祉士は深くテーマを掘り下げるだけではなく、横に広げて人と人とを繋げてゆくパワーがあります。

また、制度を活用するだけではなく、制度が無くても、支援が必要な人には、インフォーマルな社会資源を何とか引っ張ってくっつけて支援のしくみを作ってしまうパワーがあります。

私自身も、自閉症の方々のアート活動のサポート、難病患者会の活動のサポート、性同一性障害者（GID）の当事者活動のサポートなど、全く制度が無い中での取り組みも行っています。

若い社会福祉士がソーシャルアクションの気概を持って大いに活躍されることを願っています。



雑感～つながっていますか？～

就労支援事業所・相談支援事業所

管理者(相談支援専門員) 佐藤 雅幸

1. 福祉との関わりは

大学を卒業して地元に戻り、現在の職場に就職して30年が過ぎました。こんなに長期にわたり福祉現場で仕事が出来るとは思ってもいませんでした。そこには、福祉関係の仕事をしたいが、現場での仕事は考えていなかったからかもしれません。ましてや未知の世界だった障がい福祉に関わるとは・・・・・・・・

職場に入ってから自分は、とにかく利用者さんを知ることから始まり、関係法令、各種制度と学ぶことが多かったことを覚えています。

2. 社会福祉士と良き仲間

大学卒業時まだ国家資格制度がなく、北海道で通信を受けられる環境ができ、これからは資格が必要と一念発起し受験勉強を始めました。

その時一緒だった仲間の皆さんに出会って、今も良き交流が出来ています。

福祉は人と人とのつながり、関係性が重要であり、利用者さんとの関係づくりの前に、専門職として自分のつながり・関係づくりがとても大切であると常に思っているところです。

組織人としては、上司、同僚そして後輩との接点で、現場で頑張っているみんなに自分は専門職として何が出来るのか、そして、サービスを利用している利用者さんに、満足のいくサービス提供とは？と悩むときがあっても、そこには社会福祉士会の仲間がいる。他職種で仕事をされている方々からの的確なアドバイスもとて

も励みにな
っています。



3. これからの自分

障がい福祉の現場では、近年の法・制度改正でその変化に対応するのが大変な場面に出会っていると思います。支援費制度→自立支援法→総合支援法と、権利条約・虐待防止法・差別解消法と、サービスでは障害の一元化、そして難病も、サービス提供にサービス利用計画の作成が必須と、・・・・・・・・でも、地域・地方にはどれだけサービスが提供出来る環境が存在しているだろうか、介護保険の事業所をお願いしての実施など、また、障がいだけではなく、生活困窮、触法・累犯者等社会福祉分野での領域ってこんなにも広く深いものなのだと、資格を取ってからも感慨深いものがあります。

社会福祉士の資格を得てから地域での仕事もさせていただいています。道北社会福祉士会、認定調査、計画作成、障がい・介護の認定審査会、介護職員初任者研修や介護福祉士受験対策、ケアマネの会など、これらも資格があつてのつながりの中で業務が出来ています。

職場の同僚や社会福祉士会の仲間、地域の福祉関係者の方々に育ててもらった自分が、これからどれだけ還元できるか、まだまだがんばらねば・・・と、そして、社会福祉士会の仲間が増えることを願っています。

最近、現場でやってみたいこと

類比・対比・因果

最北・稚内より

【新人社会福祉士の紹介】

- 氏 名：松井 佐恵
- 生年月日：昭和 62 年 7 月 19 日
- 勤務先：社会医療法人孝仁会 釧路市
東部北地域包括支援センター

□ 現在の仕事の内容

「お年寄りのよろず相談所」として設置されている、地域に開かれた総合相談窓口です。訪問・電話・来所など相談者の希望に沿った相談方法により、地域の高齢者の介護や健康、その他日常生活に関わること全般の相談を受け、適切なサービスや制度、活動の場へ繋がります。医療機関や、障害などその他の相談センターとも連携し、支援困難なケースの対応も行います。また、権利擁護事業として、判断能力の低下が見られる高齢者への成年後見制度の活用への手続きや、虐待対応、消費者被害予防など、高齢者の生活を守るため、町内会や老人クラブへ講話などを行い、それ以外にも年に 2 回権利擁護セミナーを開催し、普及・啓発活動に努めています。

□ 社会福祉士会に今後期待すること

社会福祉士として今後活動を続けて行くにあたり、大切な事はネットワーク作り。それぞれの機関での活動や実践を共有し、今後の活動に役立てたいと考えており、自己研磨の為の研修会ももちろんですが、意見交換会や交流会の開催を希望します。

□ 社会福祉士として働いてみての感想

地域住民の相談に応じるという事は、“地域”そしてそこで暮らす“住民”を知ること

だと感じています。地域包括支援センターの対象は高齢者であり、皆「人生の先輩」です。高齢化が叫ばれる一方で、元気な高齢者も多くいます。敬意をはらい、地域でよりよく暮らすための方法を、私自身も地域住民の一員として考えていきたいです。

- 氏 名：五十嵐 綾
- 生年月日：昭和 57 年 12 月 10 日
- 勤務先：公益社団法人北海道社会福祉士会 事務局

□ 現在の仕事の内容

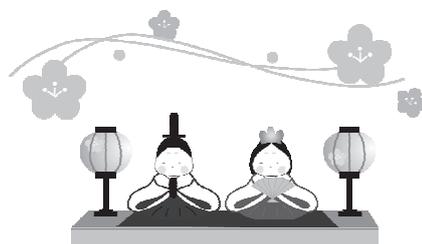
社会福祉士を中心とした会員で構成された職能団体である社会福祉士会の事務局員として、平成 25 年 4 月より勤めています。

権利擁護センターばあとなあ北海道に関する業務と北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構に関する業務を中心に、事務局業務全般を担っています。

□ 社会福祉士会に今後期待すること

昨年資格を取得したばかりのため、社会福祉士としての経験はまだ少ないですが、これからも会員の皆さまのスキルアップや会員同士のネットワークづくりのお手伝いをしていけたらと思っています。

そして、ますます多くの社会福祉士の皆さまが社会福祉士会へ入会してくださるよう会の魅力を伝えていけたらと思っています。



【道内ぐるぐるリレーエッセイ】

社会福祉士はどう生きるか

釧路専門学校 吉村寿人

1 君たちはどう生きるか

リレーエッセイで何を書こうか迷っている時に、一冊の本が目にとまりました。吉野源三郎さんが書いた『君たちはどう生きるか』という本です。

1937（昭和 12）年に「日本少国民文庫」の中の 1 冊として発刊されました。中学 2 年生のコペル君の成長を通して、生き方や社会の見方を教えてくれます。当時の青少年向けとして書かれた本ですが、現代の成人が読んでも、とても考えさせられる内容なのです。本書は、コペル君のエピソードと、それに対する叔父さんが書いた「おじさんのノート」で構成されています。コペル君が体験したことや考えたことに対して、叔父さんがノートを通して伝えていくのです。

例えば、デパートの屋上での経験をもとに「人間は水の分子のようなもの」で、「見ている自分だけでなく、見られている自分、それに気がついている自分…」と多様な自己の存在に気が付きます。叔父さんはそのことをコペルニクスの地動説に準えて、「自分を中心とした考え」から、「広い世間の中の自分として考えること」が出来るように人間になったと感心するのです。

また、叔父さんはコペル君に語りかけます。「ある時、ある所で、君がある感動を受けたという、繰り返すことのない、ただ一度の経験の中に、その時にだけしかない意味がある。常

に自分の経験から出発して正直に考えることを“思想”という」。

最後に、コペル君は、叔父さんに向けてノートを書きます。「僕は消費専門家で何一つ生産していません。しかし、いい人間になることはできます。いい人間になって、お互いが友だちであるような（中略）それに役立つような人間になりたいと思います」と。結びに、吉野源三郎さんは読者に次のように問いかけます。君たちは、どう生きるか。

2 社会福祉士はどう生きるか。

社会福祉士はどのように生きるのか？コペル君の成長を受けて、個人的な感想を述べます。

まずは、「社会科学的認識を持つ」ことです。客観性を持つことは大切な事ですが、その「客観性」を認識している「主」が“自分”であるという認識なのだろうと思うのです。

それに続けて考えますと、「経験の意味を吟味し、大切にすること」です。1 度しかない経験の中に意味が無数に広がりを見せます。1 つのケースを通して、考え悩み成長する社会福祉士でありたいし、事例を共有する中で学びを深め合うこともできるのではないのでしょうか。

最後に、「社会の“しあわせ”を生み出す」ことです。私たち社会福祉士は、お百姓さんのようにお米を生み出すことはできません。しかし、社会全体の“しあわせ”を生み出すことをミッションとして、取り組むことはできるのです。最後に「社会福祉士は、どう生きるか。」



次の会員へバトンタッチ

【クロスワード】



“ここにもいます 社会福祉士”

本会の会員がいる市町村名で、パズルを作りました。

①～⑦に入るひらがな7文字をつなげると、地域の福祉を担う重要な方々になります。

□□①・・・戦前はハッカ生産量世界一。タレント菊地亜美は当市出身の観光大使。

□□②・・・地中海クラブのバカンス村と、聴覚障害者専用老人ホームがあります。

□□③・・・奥尻島をのぞむ町。「夏の・・・」など、観光ポスターが例年ユニーク。

□□④・・・村の鳥・タンチョウの生息繁殖地。「日本で最も美しい村」連合に加盟。

□□⑤・・・丘のまち……。こちらも「日本で最も美しい村」連合に加盟しています。

□□□□⑥・・・ホッキ水揚げ量日本一。カントリーサインはアイスホッケーと樽前山。

□□□□⑦・・・羊蹄山の麓にある、スキーとじゃがいもの町。ソフトボールも盛ん。

【前号の答え】

「権利侵害」（おとふけ、らんこし、おくしり、あつけし、むろらん、えんがる、るもい。

社会福祉士の倫理綱領・倫理基準 I - 1 2 「社会福祉士は、利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する。」

事務局からのお知らせ

2015 年度事業計画書・予算書について

本会定款の改正により、2015 年度から事業計画・収支予算の決定は理事会専決事項となりました。去る 1 月 24 日、2014 年度第 4 回理事会において、2015 年度事業計画及び収支予算が決定されましたのでご報告いたします。なお、決定されました 2015 年度事業計画書・予算書については、ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。



また、紙ベースで送付を希望される方は、様式を問いませんので、会員番号・氏名・郵便番号・住所・電話番号を記載の上、FAX 等にて事務局あてお申込み下さい。

問い合わせ先 事務局 電話 011-213-1313 FAX 011-213-1314 （担当 堀川・小林）

【委員会報告】

地域包括支援センター支援委員会からの報告

報告者 担当理事 高橋 通江

1 委員会の設立

2006年より地域包括支援センターが各市町村に設置され社会福祉士が必置となりました。このことは、今まで諸先輩方の足跡、そしてソーシャルワーク実践の評価に値するもので、大変嬉しい反面、実際に現場で業務に携わるいち社会福祉士としては、重大な責任を感じております。そのような中、2006年度に地域包括支援センター支援委員会が設立しました(2009年度に現名称に変更。各地区支部より委員を選出し、地域の課題の話し合いや研修会等を行いながら、ネットワークづくりに取り組んでおります。

2 実践力の向上とネットワーク構築

この委員会では、毎年3つの研修会を企画・運営しております。まず1つ目は、虐待対応現任者標準研修です。高齢者虐待防止法が施行され、特に家庭内などの密室にて起こりうる虐待の存在が明らかになってきました。高齢者虐待への対応体制の整備状況においては市町村間での格差が指摘されております。そこで、日本社会福祉士会は2010年度に「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」を策定し、その手引きを元に標準研修を開発しました。当会においては、2010年より研修会を開催し、虐待対応の標準化を目指しております。2つ目の研修は、施設虐待防止研修会です。日本社会福祉士会の養介護施設における虐待防止に関する実証的研

究委員会が作成したプログラムを活用し、施設内における虐待防止の視点やケアの質の向上を目指しております。今年度は、初めて障がい分野の委員会と共同で開催いたしました。3つ目は権利擁護実践研修です。総合相談としての入り口から成年後見制度活用を意識した業務の視点や説明力に焦点をあて、積極的権利擁護の視点を深める研修会を企画しております。

全ての研修会は、知識を学び実践に役立ちながらも、有機的なネットワークができることを目指しております。

3 虐待対応専門職チームの体制構築

現在、社会福祉士会では、弁護士会と連携し、虐待対応専門職チームの体制構築を全道に広げていく活動をしております。専門職チームとは、実際に各市町村が開催するコアメンバー会議等に参加し、各段階での適切な対応をする持続的な仕組みの確立と担当者の質の向上をめざし、法的な視点(弁護士)とソーシャルワークの視点(社会福祉士)から専門職として助言する役割をもちます。行政や地域包括支援センターの社会福祉士等が積極的に虐待対応に取り組めるよう、助言するだけでなく、その地域の虐待対応体制を構築することも目的としております。すべての市町村へ派遣ができるとは限りませんが、事務局までご相談いただければと思います。

今後、社会福祉士としての価値を発揮し、様々な職域に社会福祉士が必置となる職域拡大にも努めていきます。

皆様からのご意見等お待ちしております。

各地区支部からのお知らせ

【道央地区支部】

道央地区支部では次年度の支部活動にご協力いただける協力員を募集しております。ご検討いただける方がいらっしゃいましたら下記メールまで名前・所属・連絡先を記載の上ご連絡をお願い致します。

連絡先 事務局長 富田宛

sw-kenichi@pop.med.hokudai.ac.jp

【道北地区支部】

○第13回高齢障害者の権利擁護セミナー

日程：2015年2月28日（土）

場所：旭川市大雪クリスタルホール大会議室
（旭川市神楽3条7丁目）

詳細について、道北地区支部の皆様にはすでに郵送にてご案内済みです。また、地区支部サイト上でもご案内しております。

【道南地区支部】

道南では微増ながらも会員が増え、定例会にもその会員が積極的に参加してくれています。模試等をはじめとする様々な仕掛けの結果と考えています。何事も動かねば始まらない。会員拡大も私たちの仕事も動くことに始まるのです。今年は今まで以上に動くことに力を込めたいと思います。

【日胆地区支部】

去る、12月5日、平成26年度地域包括支援センター社会福祉士研修会を開催しました。

（講師：北海道社会福祉会地域包括支援センター支援委員会委員長 浅野 豊氏）

「虐待の判断と対応について」をテーマに他職種も含めた25名参加のもと大変有意義な研修を行うことができました。

【十勝地区支部】

十勝地区支部では、昨年秋に社会福祉セミナー、権利擁護セミナーを開催しました。災害とソーシャルワーク、子どもの貧困をそれぞれテーマに学習しました。

また12月17日には意見交換会を開催、大雪となった日でしたが、会員同士のコミュニケーションも図れました。

【オホーツク地区支部】

11月15日（土）遠軽町にて権利擁護セミナー in 遠軽町なるほど！納得！成年後見制度を開催しました。紋別ひまわり基金法律事務所所長の田村秀樹弁護士に「解説・成年後見」と題してご講演頂き、津別町あんしん生活サポートセンター・センター長の山田英孝氏に実践報告をして頂きました。

【釧根地区支部】

12月14日に毎年恒例となっている「虐待防止プロジェクト2014」を開催しました。今年度は、事例を深める企画とし、ある街で起きた刑事事件に携わった弁護士から講話等をいただきました。そして、このような事件を繰り返さないために何ができるかをみんなで考える機会とし実施しました。

